

神戸市教育委員会事務局

「中学校 JSL 教室」日本語指導支援員（会計年度任用職員）

任用希望者登録制度 募集案内

神戸市教育委員会では、神戸市立中学校に在籍する日本語指導が必要な中学生に対し、専門知識を有する日本語指導ができる支援員をセンター校に派遣しています。このたび、系統だった指導（JSL カリキュラム）により、学習言語の基礎となる読み書きを含めた日本語指導ができる支援員として、会計年度任用職員の登録を募集します。

この登録制度は、あらかじめ対応可能な勤務時間等を登録していただき、必要に応じて条件に合う方を登録者の中から選考し、会計年度任用職員として任用するものです。

会計年度任用職員は、教職員の補助として会計年度内を任期として任用される非常勤の公務員です。なお、ご登録いただいても、希望する勤務地や求人がない等の理由で、登録期間中に連絡がない場合があります。また、会計年度任用職員は、登録者の中から選考するほか、ハローワーク等別の方法により募集することがあります。

1 主な業務内容

(1) 初期クラス

生活言語が十分でない中学生に対して、「話す」「聞く」「読む」「書く」の基礎を教える。

(2) 移行期クラス

授業に参加するための学習言語を獲得し、授業や教科書が理解できるように教科学習支援を行う。

2 応募資格

(1) 日本語指導の資格を有し、学校等において日本語指導の経験がある者

注1) 日本語指導の資格は、下記のとおりとします。応募時には内容を証する書面を添付してください

- ① 日本語教育能力検定試験合格者
- ② 日本語教師養成講座 420 時間以上受講者
- ③ 大学の日本語教員養成課程修了者

注2) 日本語指導の経験内容が分かるように申込書兼履歴書に記入してください。

- ・海外の日本語学校等（〇〇校）で日本語指導の経験がある
- ・日本の日本語学校等（〇〇校）で日本語指導の経験がある

(2) 地方公務員法第 16 条により次のいずれかに該当する人は受験できません。

- ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- イ 神戸市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 任用期間

1 年以内（任用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で所属長が定める期間）
※勤務実績が良好な場合、面接による選考を実施のうえ、再度任用されることがあります。

4 勤務条件等

(1) 報酬

1 回2時間程度 時給 1,753円（交通費は実費別途支給）

(2) 勤務時間・日数

15:00~17:00 または 15:30~17:30 の2時間 週1~5日

(3) 勤務地

神戸市立神戸生田中学校 神戸市立太山寺中学校 神戸市立小部中学校

(4) 福利厚生 ※一定の要件を満たす場合に加入します。

健康保険(協会けんぽ)、厚生年金、雇用保険、労働者災害補償等

(5) 試用期間

1ヶ月(再度任用する場合も同様)

(6) 服務

①地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規定の対象となります。

②営利企業への従事(兼業)を行うことができます。事前にその旨の届出が必要です。

ただし、以下の場合は認められませんので留意ください。

ア兼業を行うことによって、職務の遂行に支障を来すおそれがある場合

イ兼業を行うことによって、職務の公正を確保できなくなるおそれがある場合

ウ兼業を行うことによって、神戸市の信用を損なうおそれがある場合

(7) その他

報酬の額は、給与改定をうけて変更されることがあります。

5 選考方法

必要に応じて条件に合う方を登録者の中から選考し、面接等を実施した上で、合格者を決定します。

6 面接日時

面接日、集合時間、場所等の詳細については、電話にてご連絡します。

7 申込方法

(1) 提出書類

①登録用紙

②日本語指導の資格を有する場合は、その内容を証する書面の写し(上記2(1)参照)

※面接等の連絡を行いますので、必ず連絡の取れる連絡先を記入してください。

(2) 申込方法

郵送若しくは持参にて「8. 問い合わせ・書類提出先」に提出してください。

(3) 受付期間

土日祝を除く平日の9:00~17:00(12:00~13:00を除く)

8 問い合わせ・書類提出先

〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1丁目3-3 神戸ハーバーランドビル ハーバーセンター4階

神戸市教育委員会事務局学校教育課

「中学校 JSL 教室」日本語指導支援員(会計年度任用職員)登録担当

電話(078)984-0710(直通) 平日 9:00~17:00(12:00~13:00を除く)

9 その他

(1) 応募資格がないこと又は提出書類の記載事項が正しくないことが判明した場合には、採用を取り消すことがあります。

(2) 本募集において提出された書類は、受付後返却しませんので、ご了承ください。

(3) 本募集に際して収集した個人情報は、今回の会計年度任用職員の任用手続き以外の目的で利用することはありません。ただし、採用者の個人情報は人事情報として使用いたします。

(4) 登録内容に変更がある場合や、登録を取り消す場合は、会計年度任用職員登録用紙(兼登録削除依頼書)を提出してください。